

議案第6号

西海市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

西海市消防団条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和5年2月24日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市消防団条例の一部を改正する条例

西海市消防団条例（平成17年西海市条例第236号）の一部を次のように改正する。

第1条中「消防団体」を「消防団員」に改める。

第2条に次の1項を加える。

- 3 消防団に団長、副団長、方面団長、方面副団長、分団長、本部隊長、副分団長、本部副隊長、部長、班長並びにその他の消防団員及び隊員を置く。

第15条を削る。

第14条第1項中「消防団員」を「団員」に改め、同条第2項中「年額報酬の額及び支給時期については別表第1に、出動報酬の額及び支給時期については別表第2に定めるとおりとする。」を「基本団員には年額報酬及び出動報酬を支給し、機能別団員には出動報酬を支給する。」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「消防団員」を「団員」に、「第4項」を「同条第4項」に、「時」を「とき」に、「及び方面団長」を「又は方面団長」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 年額報酬の額及び支給時期については別表第1に定めるとおりとし、出動

報酬の額及び支給時期については別表第2に定めるとおりとする。

第14条を第15条とする。

第13条中「消防団」を「団員」に改め、同条を第14条とする。

第12条第1号中「消防団員」を「団員」に改め、同条を第13条とする。

第11条第1項及び第2項中「消防団員」を「団員」に改め、同条第3項中「消防団員であって」を「団員（機能別団員を除く。以下この項において同じ。）が」に、「居住地」を「住所地」に、「又はその他の者」を「及びその他の団員」に改め、同項ただし書中「団員」を「分団ごとに団員」に、「居住地」を「住所地」に改め、同条第4項中「消防団員」を「団員」に改め、同条第5項中「消防団員」を「団員」に改め、同項第7号中「又は営業行為」を「又は営業行為」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「消防団員」を「団員」に改め、同条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第1項中「消防団員」を「団員」に改め、同項ただし書中「第6条」を「第7条」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「消防団員」を「団員」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「消防団員」を「団員」に改め、同条第2項中「消防団員」を「団員」に、「次の各号」を「前条各号（第2号を除く。）」に改め、同項各号を削り、同条を第7条とする。

第5条中「消防団員」を「団員」に改め、同条第2号中「第8条」を「第9条」に改め、同条第3号中「6箇月」を「市内に住所を有する者で、1年のうち通算で6箇月」に、「居住地」を「住所地」に、「常とする者」を「常とするもの」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 市外に住所を有し、かつ、市内に勤務する者で、1年のうち通算で6箇月以上の長期にわたり市外で勤務することを常とするもの

第5条を第6条とする。

第4条中「消防団員」を「団員」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「消防団長」の次に「（以下「団長」という。）」を加え、「消防団員」を「団員」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、機能別団員の任命は、規則で定める機能別団員の区分

に応じた当該区分ごとの要件を加味して行うものとする。

第3条第3号中「身体強健な者」を「健康な者」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(団員の区分)

第3条 消防団員（以下「団員」という。）の区分は、次に定めるところによる。

- (1) 基本団員 次号に規定する団員以外の団員をいう。
- (2) 機能別団員 規則で定める特定の消防業務のみに従事する団員をいう。

第16条第1項中「消防団員」を「団員」に改め、同条第2項中「消防団員」を「団員」に、「退職」を「退職し、」に改める。

第18条中「団員が」を「団員（機能別団員を除く。次条において同じ。）が」に改める。

第19条第1項中「消防団員」を「団員」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第15条関係）

職名	報酬の額		支給時期
団長	年額	135,500円	4月1日から12月31日までの報酬を当該年の12月に、翌年1月1日から3月31日までの報酬を当該年の3月に支給する。
副団長	年額	120,500円	
方面団長	年額	106,000円	
方面副団長	年額	76,500円	
分団長 本部隊長	年額	50,500円	
副分団長 本部副隊長	年額	45,500円	

部長	年額	40,000円	
班長	年額	37,000円	
その他の団員又は隊員	年額	36,500円	

別表第2を次のように改める。

別表第2（第15条関係）

種類	支給対象者	支給額	支給時期
災害出動 （火災、風水害等）	災害現場に出動し、災害防ぎょ、救助等に従事した団員及び任命権者が出動招集を行った業務に従事した団員	2時間以内のとき 2,000円	別表第1で定める報酬の支給時期に合わせて支給する。
		2時間を超え4時間以内のとき 4,000円 4時間を超えると き 8,000円	
		ただし、市長が8時間を超えた活動を指示した場合は、1時間につき1,000円を加算	
儀式・訓練 出動	儀式、教養訓練その他の訓練に参加した団員	1日につき3,500円	

警戒出動	警戒出動に従事した団員	1日につき3,500円
機械器具等整備出動	機械器具等整備に従事した団員	1日につき2,500円

別表第3を削る。

別記様式中「第10条」を「第11条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西海市消防団条例の規定は、この条例の施行の日以後の従事に係る支給から適用し、この条例の施行の日前の従事に係る支給については、なお従前の例による。

新旧対照表

西海市消防団条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>西海市消防団条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第236号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定により、消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤の<u>消防団員</u>の定員、任用、報酬、分限、懲戒、服務その他身分の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(消防団の設置、名称及び区域)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>消防団に団長、副団長、方面団長、方面副団長、分団長、本部隊長、副分団長、本部副隊長、部長、班長並びにその他の消防団員及び隊員を置く。</u></p> <p><u>(団員の区分)</u></p>	<p>西海市消防団条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第236号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定により、消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤の<u>消防団体</u>の定員、任用、報酬、分限、懲戒、服務その他身分の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(消防団の設置、名称及び区域)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

新	旧
<p>第3条 <u>消防団員</u>（以下「<u>団員</u>」という。）の区分は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>基本団員</u> 次号に規定する<u>団員</u>以外の<u>団員</u>をいう。</p> <p>(2) <u>機能別団員</u> 規則で定める特定の消防業務のみに従事する<u>団員</u>をいう。</p> <p>（任命）</p> <p>第4条 <u>消防団長</u>（以下「<u>団長</u>」という。）は、消防団の推薦に基づき市長が任命し、これ以外の<u>団員</u>は、<u>団長</u>が次に掲げる者のうちから市長の承認を得てこれを任命する。<u>この場合において、機能別団員の任命は、規則で定める機能別団員の区分に応じた当該区分ごとの要件を加味して行うものとする。</u></p> <p>(1)及び(2) （略）</p> <p>(3) 志操堅固で、かつ、<u>健康な者</u></p> <p>（定員）</p> <p>第5条 <u>団員</u>の定数は、1,460人とする。</p> <p>（欠格事項）</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>団員</u>となることができない。</p>	<p>（任命）</p> <p>第3条 <u>消防団長</u>は、消防団の推薦に基づき市長が任命し、これ以外の<u>消防団員</u>は、<u>団長</u>が次に掲げる者のうちから市長の承認を得てこれを任命する。</p> <p>(1)及び(2) （略）</p> <p>(3) 志操堅固で、かつ、<u>身体強健な者</u></p> <p>（定員）</p> <p>第4条 <u>消防団員</u>の定数は、1,460人とする。</p> <p>（欠格事項）</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>消防団員</u>となることができない。</p>

新	旧
<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第9条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u></p> <p>(3) <u>市内に住所を有する者で、1年のうち通算で6箇月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とするもの</u></p> <p>(4) <u>市外に住所を有し、かつ、市内に勤務する者で、1年のうち通算で6箇月以上の長期にわたり市外で勤務することを常とするもの</u></p> <p>(分限)</p> <p><u>第7条</u> 任命権者は、<u>団員</u>が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを降任し、又は免職することができる。ただし、団長がその他の団員を当該処分するときは、市長の承認を得なければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 <u>団員は、前条各号(第2号を除く。)</u>のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(退職)</p> <p><u>第8条</u> <u>団員</u>を退職しようとするときは、あらかじめ、文書により任命</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第8条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u></p> <p>(3) <u>6箇月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者</u></p> <p>(分限)</p> <p><u>第6条</u> 任命権者は、<u>消防団員</u>が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを降任し、又は免職することができる。ただし、団長がその他の団員を当該処分するときは、市長の承認を得なければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 <u>消防団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</u></p> <p>(1) <u>前条第2号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。</u></p> <p>(2) <u>当該消防団の管轄区域内に在住又は在勤しなくなったとき。</u></p> <p>(退職)</p> <p><u>第7条</u> <u>消防団員</u>を退職しようとするときは、あらかじめ、文書により</p>

新	旧
<p>権者に届け出て、その許可を受けなければならない。</p> <p>(懲戒)</p> <p><u>第9条</u> 任命権者は、<u>団員</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、西海市消防委員会に諮問し、その答申に基づき、戒告、停職又は免職の懲戒処分をするものとする。ただし、団長がその他の団員を当該処分するときは、<u>第7条</u>第1項ただし書の規定を準用する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>団員</u>としてふさわしくない非行があったとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>(処分の手続)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>(服務の宣誓)</p> <p><u>第11条</u> <u>団員</u>は、任命後、宣誓書(別記様式)に署名しなければならない。</p> <p>(服務規律)</p> <p><u>第12条</u> <u>団員</u>は、団長の招集によって出動し服務するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知</p>	<p>任命権者に届け出て、その許可を受けなければならない。</p> <p>(懲戒)</p> <p><u>第8条</u> 任命権者は、<u>消防団員</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、西海市消防委員会に諮問し、その答申に基づき、戒告、停職又は免職の懲戒処分をするものとする。ただし、団長がその他の団員を当該処分するときは、<u>第6条</u>第1項ただし書の規定を準用する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>消防団員</u>としてふさわしくない非行があったとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>(処分の手続)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>(服務の宣誓)</p> <p><u>第10条</u> <u>消防団員</u>は、任命後、宣誓書(別記様式)に署名しなければならない。</p> <p>(服務規律)</p> <p><u>第11条</u> <u>消防団員</u>は、団長の招集によって出動し服務するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生</p>

新	旧
<p>ったときは、あらかじめ、指定するところに従い、直ちに、出勤し、 勤務しなければならない。</p> <p>2 <u>団員</u>は、あらかじめ定められた権限を有する消防機関以外の他の行政機関の命令に服してはならない。</p> <p>3 <u>団員</u>（機能別団員を除く。以下この項において同じ。）が、10日以上<u>住所地</u>を離れる場合は、団長及び副団長にあつては市長に、方面団長及び<u>その他の団員</u>にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、<u>分団ごとに団員の半数以上が同時に住所</u> <u>地</u>を離れることはできない。</p> <p>4 <u>団員</u>は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しく活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。</p> <p>5 <u>団員</u>は、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>団員</u>は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないこと。</p> <p>(6) <u>団員</u>は、消防団又は<u>団員</u>の名義をもって特定の政党、結社若しくは政治団体を支持し、又は反対し、若しくはこれに加担し、若しくは他人の訴訟若しくは紛議に関与してはならないこと。</p> <p>(7) 消防団又は<u>団員</u>の名義をもってみだりに寄附金を募り、又は<u>営業行為</u>をし、若しくは義務の負担となるような行為をしてはならないこと。</p>	<p>を知ったときは、あらかじめ、指定するところに従い、直ちに、出勤し、 勤務しなければならない。</p> <p>2 <u>消防団員</u>は、あらかじめ定められた権限を有する消防機関以外の他の行政機関の命令に服してはならない。</p> <p>3 <u>消防団員</u>であつて、10日以上<u>居住地</u>を離れる場合は、団長及び副団長にあつては市長に、方面団長又は<u>その他の者</u>にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、<u>団員の半数以上が同時に居住地</u> <u>を離れる</u>ことはできない。</p> <p>4 <u>消防団員</u>は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しく活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。</p> <p>5 <u>消防団員</u>は、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>消防団員</u>は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないこと。</p> <p>(6) <u>消防団員</u>は、消防団又は<u>消防団員</u>の名義をもって特定の政党、結社若しくは政治団体を支持し、又は反対し、若しくはこれに加担し、若しくは他人の訴訟若しくは紛議に関与してはならないこと。</p> <p>(7) 消防団又は<u>消防団員</u>の名義をもってみだりに寄附金を募り又は<u>営業行為</u>をし、若しくは義務の負担となるような行為をしてはならないこと。</p>

新	旧
<p>(8) (略)</p> <p>(出動した場合の注意)</p> <p><u>第13条</u> 消防団が水火災その他の災害の現場に出動したときは、次に掲げる事項を遵守し、又は留意しなければならない。</p> <p>(1) <u>団員</u>は、団長の指揮の下に行動しなければならないこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(消火、水防等の活動)</p> <p><u>第14条</u> 水火災その他の災害の現場に到着した<u>団員</u>は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して生命身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度にとどめて水火災その他の災害の防ぎよ及び鎮圧に努めなければならない。</p> <p>(報酬及び費用弁償)</p> <p><u>第15条</u> <u>団員</u>には、報酬及び費用弁償を支給する。</p> <p>2 前項の報酬の種類は、年額報酬及び出動報酬とし、<u>基本団員</u>には<u>年額報酬及び出動報酬を支給し、機能別団員には出動報酬を支給する。</u></p> <p>3 <u>年額報酬の額及び支給時期については別表第1に定めるとおりとし、出動報酬の額及び支給時期については別表第2に定めるとおりと</u></p>	<p>(8) (略)</p> <p>(出動した場合の注意)</p> <p><u>第12条</u> 消防団が水火災その他の災害の現場に出動したときは、次に掲げる事項を遵守し、又は留意しなければならない。</p> <p>(1) <u>消防団員</u>は、団長の指揮の下に行動しなければならないこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(消火、水防等の活動)</p> <p><u>第13条</u> 水火災その他の災害の現場に到着した<u>消防団</u>は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して生命身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度にとどめて水火災その他の災害の防ぎよ及び鎮圧に努めなければならない。</p> <p>(報酬及び費用弁償)</p> <p><u>第14条</u> <u>消防団員</u>には、報酬及び費用弁償を支給する。</p> <p>2 前項の報酬の種類は、年額報酬及び出動報酬とし、<u>年額報酬の額及び支給時期については別表第1に、出動報酬の額及び支給時期については別表第2に定めるとおりとする。</u></p>

新	旧
<p>する。</p> <p><u>4</u> 西海市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年西海市条例第39号）第3条の規定（第2項及び第3項ただし書の規定を除く。）は、<u>団員</u>の費用弁償の支給について準用する。この場合において、同条第1項及び同条第4項中「各種委員」とあるのは「<u>団員</u>」と、同条第3項中「各種委員が公務のため市内を旅行したときは、前項に掲げる職の区分に応じ」とあるのは「<u>団員</u>が市長、<u>団長又は方面団長</u>の招集に応じ、市内の会議に出席したときは」と、<u>同条第4項</u>中「公務のため旅行したときは」とあるのは「前項の規定により市内を旅行したときは」と読み替えるものとする。</p> <p><u>5</u> （略）</p> <p>（貸与品）</p> <p>第16条 <u>団員</u>には、被服等を貸与する。</p> <p>2 <u>団員が退職し、又は死亡したときは、前項の貸与品を返納しなければならぬ。</u></p> <p>第17条 （略）</p>	<p><u>3</u> 西海市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年西海市条例第39号）第3条の規定（第2項及び第3項ただし書の規定を除く。）は、<u>消防団員</u>の費用弁償の支給について準用する。この場合において、同条第1項及び第4項中「各種委員」とあるのは「<u>消防団員</u>」と、同条第3項中「各種委員が公務のため市内を旅行した時は、前項に掲げる職の区分に応じ」とあるのは「<u>消防団員</u>が市長、<u>団長及び方面団長</u>の招集に応じ、市内の会議に出席したときは」と、<u>第4項</u>中「公務のため旅行したときは」とあるのは「前項の規定により市内を旅行したときは」と読み替えるものとする。</p> <p><u>4</u> （略）</p> <p>（手当）</p> <p><u>第15条</u> <u>消防団員に手当を支給し、その種類、支給単位、支給額及び支給時期は、別表第3のとおりとする。</u></p> <p>（貸与品）</p> <p>第16条 <u>消防団員</u>には、被服等を貸与する。</p> <p>2 <u>消防団員が退職又は死亡したときは、前項の貸与品を返納しなければならぬ。</u></p> <p>第17条 （略）</p>

新			旧		
<p>(退職報償金)</p> <p>第18条 <u>団員</u> (機能別団員を除く。次条において同じ。) が退職した場合においては、消防団員の退職報償に関する事務を共同で処理する長崎県市町村総合事務組合が定める市町村消防団員退職報償金支給条例によるものとする。</p>			<p>(退職報償金)</p> <p>第18条 <u>団員</u>が退職した場合においては、消防団員の退職報償に関する事務を共同で処理する長崎県市町村総合事務組合が定める市町村消防団員退職報償金支給条例によるものとする。</p>		
<p>(表彰)</p> <p>第19条 <u>団員</u>がその任務の遂行に当たって、功労が特に拔群である場合又は訓練の成績が特に優秀なときは、これを表彰することができる。</p>			<p>(表彰)</p> <p>第19条 <u>消防団員</u>がその任務の遂行に当たって、功労が特に拔群である場合又は訓練の成績が特に優秀なときは、これを表彰することができる。</p>		
2 (略)			2 (略)		
別表第1 (第15条関係)			別表第1 (第14条関係)		
(略)			(略)		
団長	年額	135,500円	団長	年額	135,500円
副団長	年額	120,500円	副団長	年額	120,500円
方面団長	年額	106,000円	方面団長	年額	106,000円
4月1日から12月31日までの報酬を当該年の12月に、			4月1日から12月31日までの報酬を当該年の12月に、		

新				旧			
方面副団長	年額	76,500円	翌年1月1日から3月31日までの報酬を当該年の3月に支給する。	方面副団長	年額	76,500円	翌年1月1日から3月31日までの報酬を当該年の3月に支払うものとする。
分団長	年額	50,500円		分団長	年額	50,500円	
本部隊長				本部隊長			
副分団長	年額	45,500円		副分団長	年額	45,500円	
本部副隊長				本部副隊長			
部長	年額	40,000円		部長	年額	40,000円	
班長	年額	37,000円	班長	年額	37,000円		
<u>その他の団員又は隊員</u>	年額	36,500円	<u>団員、隊員</u>	年額	36,500円		
別表第2（第15条関係）				別表第2（第14条関係）			
(略)				(略)			
災害出動 (火災、風水害等)	災害現場に出動し、災害防ぎよ、救助等に従事した <u>団員</u> 及び任命権者が出動招集を行った	2時間以内のとき 2,000円 2時間を超え4時	<u>別表第1</u> <u>で定める</u> <u>報酬の支</u> <u>給時期に</u>	災害出動 (火災、風水害等)	災害現場に出動し、災害防ぎよ、救助等に従事した <u>消防団員</u> 及び任命権者が出動招集を行	2時間以内のとき 2,000円 2時間を超え4時	<u>その都度</u>

新				旧				
	業務に従事した <u>団員</u>	間以内のとき 4,000円 4時間を超えると き 8,000円	<u>合わせて 支給す る。</u>		った業務に従事した <u>消 防団員</u>	間以内のとき 4,000円 4時間を超えると き 8,000円		
		ただし、市長が8 時間を超えた活動 を指示した場合 は、1時間につき 1,000円を加算				ただし、市長が8 時間を超えた活動 を指示した場合 は、1時間につき 1,000円を加算		
儀式・訓練 出動	儀式、教養訓練その他 の訓練に参加した <u>団員</u>	<u>1日につき</u> 3,500 円			儀式・訓練 出動	儀式、教養訓練その他 の訓練に参加した <u>消防 団員</u>	3,500円	その都度
警戒出動	警戒出動に従事した <u>団 員</u>	<u>1日につき</u> 3,500 円			警戒出動	警戒出動に従事した <u>消 防団員</u>	3,500円	その都度
機械器具等	機械器具等整備に従事	<u>1日につき</u> 2,500						

新			旧			
<u>整備出動</u>	<u>した団員</u>	円	別表第3 (第15条関係)			
			<u>種類</u>	<u>支給単位</u>	<u>支給額</u>	<u>支給時期</u>
			機械器具等 <u>整備手当</u>	<u>1格納庫当たり</u>	<u>年額 180,000円</u>	<u>6月、12 月に半期 分を支給</u>

新	旧
<p>別記様式（第11条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">宣誓書</p> <p>私は日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し不公平並びに偏見を避け何人をも恐れず良心に従って誠実に消防の義務を遂行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">西海市消防団 分団</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p> </div>	<p>別記様式（第10条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">宣誓書</p> <p>私は日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し不公平並びに偏見を避け何人をも恐れず良心に従って誠実に消防の義務を遂行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">西海市消防団 分団</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p> </div>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の西海市消防団条例の規定は、この条例の施行の日以後の従事に係る支給から適用し、この条例の施行の日前の従事に係る支給については、なお従前の例による。